

長崎県知事管理漁獲可能量

7 漁振第 358 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 7 年長崎県告示第 214 号の 2）の一部を次のように変更し、令和 7 年 11 月 17 日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろ TAC 計画）（令和 7 年 11 月 17 日変更）第 3 の 2 に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和 7 年 11 月 17 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 921.300 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 409.800 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 79.643 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 827.185 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 112.415 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 294.539 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	<u>40.247</u>	<u>21.679</u>	<u>61.926</u>
五島	151.536	29.423	180.959
壱岐	<u>165.362</u>	9.832	<u>175.194</u>
対馬	463.343	18.376	481.719
小計	<u>827.185</u>	<u>79.643</u>	<u>906.828</u>

② 大型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	<u>4.703</u>	<u>27.322</u>	<u>32.025</u>
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	<u>270.882</u>	26.344	<u>297.226</u>
対馬	11.356	21.560	32.916
小計	<u>294.539</u>	<u>112.415</u>	<u>406.954</u>